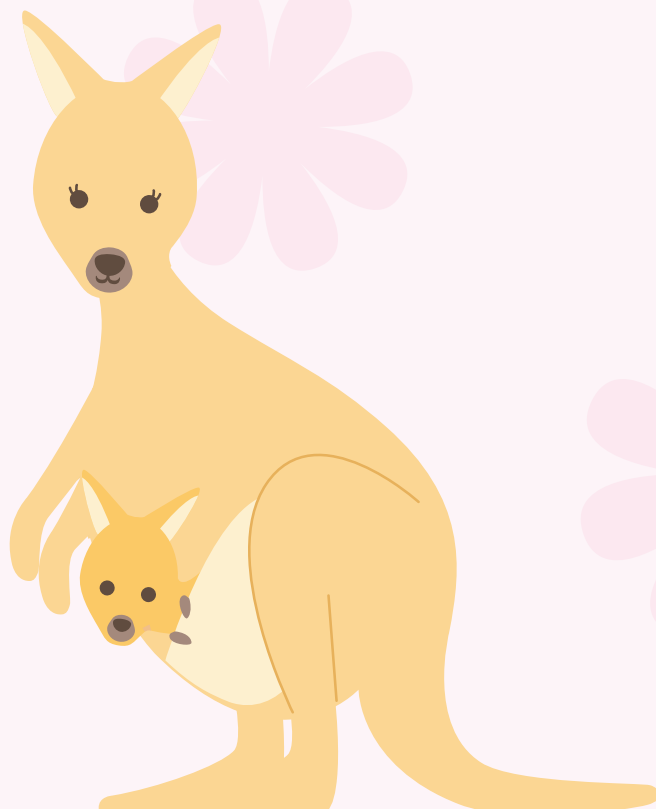


令和3年度 妊娠中の女性労働者に係る 母性健康管理措置促進事業奨励金

働く妊婦さんを
サポート!



母性健康管理措置とは

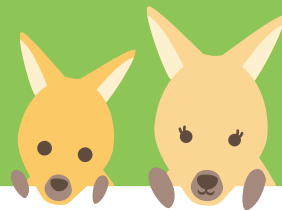
妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

妊婦さんが有給休暇を
取りやすい環境づくりを支援します

奨励金額 **10**万円 (年度内1回まで)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による有給休暇を就業規則に規定した都内中小企業等に対し、奨励金を支給することで、妊娠中の女性労働者の母性健康管理が適切に図れるよう後押しします

奨励金の概要



対象事業者

厚生労働省が実施する以下の対象助成金の支給決定を受けた、都内で事業を営んでいる中小企業等(従業員数300名以下の企業等)であること

(対象助成金)

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金(令和2年度)
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金(令和3年度)
- 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)(令和2,3年度)

対象となる取組み

- ① 上記対象助成金のいずれかの支給決定を受けたこと
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による有給休暇(年次有給休暇を除く)が就業規則に整備されていない事業者において、新たに当該有給休暇を就業規則に規定し、労働基準監督署へ届け出たこと
- ①②の取組みが必須

～申請にあたっての注意事項～

母性健康管理措置による有給休暇制度を、対象助成金の支給決定日より前に就業規則に整備し、労働基準監督署へ届け出ている企業は申請できません

受付期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日
※ただし、予算の範囲を超えた場合は終了となります

申請回数

年度1回まで(一奨励事業者に対し、一事業年度1回まで)

奨励金
10万円
支給

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

雇用環境整備課 育児休業促進支援担当係

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館5階
TEL. 03-5211-2399

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 母性健康管理

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/boseikenkokanri.html>



令和3年6月作成

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。